

○フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン 改定案

(下線は改正部分)

改正案	現行
<p>II. 電波法及び電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>2 電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>(1) サービス提供主体と責務</p> <p>携帯電話等事業者及び<u>媒介等業務受託者</u>(電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。)をいう。)は、当該サービスに関する料金その他の提供条件の概要(品質、提供を受けることができる場所、緊急通報(音声伝送サービスを行う場合に限る。))その他の利用に係る制限の内容等を、契約の締結等に当たり説明しなければならない(同法第26条及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第1項)。また、携帯電話等事業者は、当該サービスに関する契約が成立したときは、遅滞なく、契約等の内容を明らかにする事項を記載した契約書面を作成し、利用者に交付しなければならない(同法第26条の2)。なお、携帯電話等事業者は、当該サービスの仕組みについて、ホームページ等を通じて周知を図ることが望ましい。</p>	<p>II. 電波法及び電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>2 電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>(1) サービス提供主体と責務</p> <p>携帯電話等事業者及び<u>契約代理業者</u>(電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者をいう。)は、当該サービスに関する料金その他の提供条件の概要(品質、提供を受けることができる場所、緊急通報(音声伝送サービスを行う場合に限る。))その他の利用に係る制限の内容等を、契約の締結等に当たり説明しなければならない(同法第26条及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の2第3項)。また、携帯電話等事業者は、当該サービスの仕組みについて、ホームページ等を通じて周知を図ることが望ましい。</p>
<p>(2) 電気通信設備に対する技術基準適合維持義務の適用等</p> <p>1) フェムトセル基地局の取扱い</p> <p>フェムトセル基地局をフェムトセル基地局契約者の宅内等に設置する場合であっても、フェムトセル基地局は携帯電話等事業者が設置(継続的に支配・管理)する事業用電気通信設備として、通常の基地局と同様に、技術基準適合維持義務が適用される(同法第41条及び事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号))。</p>	<p>(2) 電気通信設備に対する技術基準適合維持義務の適用等</p> <p>1) フェムトセル基地局の取扱い</p> <p>フェムトセル基地局をフェムトセル基地局契約者の宅内等に設置する場合であっても、フェムトセル基地局は携帯電話等事業者が設置(継続的に支配・管理)する事業用電気通信回線設備として、通常の基地局と同様に、技術基準適合維持義務が適用される(同法第41条及び事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号))。</p>
<p>携帯電話事業者が設置するフェムトセル基地局については、防護措置(同令第6条)、電源の安定供給(同令第10条第1項)、通信内容の秘匿措置(同令第17条)、蓄積情報の保護措置(同令第18条)、損傷防止措置(同令第19条)、機能確認措置(同令第</p>	<p>携帯電話事業者が設置するフェムトセル基地局については、防護措置(同令第6条)、電源の安定供給(同令第10条第1項)、通信内容の秘匿措置(同令第17条)、蓄積情報の保護措置(同令第18条)、損傷防止措置(同令第19条)、機能確認措置(同令第</p>

<p>24条)、接続品質の確保(同令第35条の19において準用する同令第35条)等が講じられなければならない。ただし、現在想定されているフェムトセル基地局を一の構内又は建物内に設置する形態では、フェムトセル基地局は、利用者の建築物に設置する事業用電気通信設備として、同令第16条第2項により、予備機器、耐震対策、停電対策等に係る義務規定の適用対象外となる。</p> <p>BWA事業者が設置するフェムトセル基地局については、防護措置(同令第16条の5において準用する同令第6条)、電源の安定供給(同令第16条の5において準用する同令第10条第1項)、通信内容の秘匿措置(同令第17条)、蓄積情報の保護措置(同令第18条)、損傷防止措置(同令第19条)、機能確認措置(同令第24条)等が講じられなければならない。ただし、現在想定されているフェムトセル基地局を一の構内又は建物内に設置する形態では、フェムトセル基地局は、利用者の建築物に設置する事業用電気通信設備として、同令第16条の6第2項により、耐震対策等に係る義務規定の適用対象外となる。</p> <p>また、音声伝送サービスを行うフェムトセル基地局サービスを行う場合、携帯電話事業者は、フェムトセル基地局を含む自らの電気通信回線設備に接続する端末設備等相互間の通話における通話品質及び総合品質について、あらかじめ定めた基準の維持に努めなければならない(同令第35条の18及び第35条の19の2)。</p>	<p>24条)、接続品質の確保(同令第35条の19において準用する同令第35条)等が講じられなければならない。ただし、現在想定されているフェムトセル基地局を一の構内又は建物内に設置する形態では、フェムトセル基地局は、利用者の建築物に設置する事業用電気通信回線設備として、同令第16条第2項により、予備機器、耐震対策、停電対策等に係る義務規定の適用対象外となる。</p> <p>BWA事業者が設置するフェムトセル基地局については、防護措置(同令第16条の5において準用する同令第6条)、電源の安定供給(同令第16条の5において準用する同令第10条第1項)、通信内容の秘匿措置(同令第17条)、蓄積情報の保護措置(同令第18条)、損傷防止措置(同令第19条)、機能確認措置(同令第24条)等が講じられなければならない。ただし、現在想定されているフェムトセル基地局を一の構内又は建物内に設置する形態では、フェムトセル基地局は、利用者の建築物に設置する事業用電気通信回線設備として、同令第16条の6第2項により、耐震対策等に係る義務規定の適用対象外となる。</p> <p>また、音声伝送サービスを行うフェムトセル基地局サービスを行う場合、携帯電話事業者は、フェムトセル基地局を含む自らの電気通信回線設備に接続する端末設備等相互間の通話における通話品質について、あらかじめ定めた基準の維持に努めなければならない(同令第35条の18)。</p>
<p>2) 利用者宅内配線等の取扱い</p> <p>フェムトセル基地局と携帯電話等事業者のコアネットワークとの間の接続に用いられる利用者宅内配線や構内配線については、携帯電話等事業者がフェムトセル基地局契約者等とIRU(破棄し得ない使用权)契約を締結して、フェムトセル基地局サービスの提供に利用する場合には、携帯電話等事業者が設置する事業用電気通信設備として電気通信事業法の技術基準適合維持義務が適用される(同法第41条及び事業用電気通信設備規則)。</p>	<p>2) 利用者宅内配線等の取扱い</p> <p>フェムトセル基地局と携帯電話等事業者のコアネットワークとの間の接続に用いられる利用者宅内配線や構内配線については、携帯電話等事業者がフェムトセル基地局契約者等とIRU(破棄し得ない使用权)契約を締結して、フェムトセル基地局サービスの提供に利用する場合には、携帯電話等事業者が設置する事業用電気通信回線設備として電気通信事業法の技術基準適合維持義務が適用される(同法第41条及び事業用電気通信設備規則)。</p>